

こども政策の推進に係る有識者会議（第8回）

1. 日時 令和5年3月15日(水)16:00～17:45
2. 場所 中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者

【構成員】

荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長
佐藤 博樹	中央大学大学院教授
(座長) 清家 篤	日本赤十字社社長
宮本みち子	放送大学名誉教授・千葉大学名誉教授

【臨時構成員】

青木康太郎	國學院大學准教授、独立行政法人国立青少年教育振興機構客員研究員
上鹿渡和宏	早稲田大学教授、同大学社会的養育研究所所長、児童精神科医
北川 聡子	社会福祉法人麦の子会理事長・総合施設長
櫻井 彩乃	Torch for Girls 代表、#男女共同参画ってなんですか代表
田中れいか	一般社団法人ゆめさぼ代表理事
谷口 仁史	NPO 法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事
土肥 潤也	NPO 法人わかものまちな事務所長
中島かおり	NPO 法人ピッコラーレ代表理事
堀江 敦子	スリール株式会社代表取締役
松田 妙子	NPO 法人せたがや子育てネット代表理事
李 炯植	NPO 法人 Learning for All 代表理事

【政府側】

小倉 将信	こども政策担当大臣
自見はなこ	内閣府大臣政務官
小宮 義之	内閣官房こども家庭庁設立準備室次長
浅野 敦行	内閣官房こども家庭庁設立準備室審議官
佐藤 勇輔	内閣官房こども家庭庁設立準備室参事官
鍋島 豊	内閣官房こども家庭庁設立準備室参事官
山口 正行	内閣官房こども家庭庁設立準備室参事官

4. 議事要旨

○清家座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第8回「こども政策の推進に係る有識者会議」を開催いたします。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、御参集賜りまして誠にありがとうございます。

まず開会に当たりまして、小倉大臣より一言頂戴したいと思います。

大臣、よろしくお願いいたします。

○小倉大臣 皆様、こんにちは。こども政策担当大臣の小倉将信です。

本日はこども政策の推進に係る有識者会議、第8回ということで、私も久しぶりに参加をさせていただくことができました。

清家座長はじめ皆様におかれましては、昨年の9月からこども大綱の検討を進めていただき、こども家庭庁への申し送りの取りまとめの策定に当たって御尽力をいただいていること、改めて感謝を申し上げたいと思っております。

前回の有識者会議におきましては、第2次報告書の骨子について皆様から活発な御意見をいただきましたが、本日は前回の会議において、私も議事録を拝見いたしました。皆様からいただいた御意見を踏まえた本文案について、皆様から再度御意見を頂戴したいと考えております。

前回の会議でも申し上げさせていただいたかもしれませんが、約2週間後に新しく誕生するこども家庭庁の下での初めてのこども大綱の具体的な検討に向けて、第2次報告書が、論点を整理し基本的な考え方をお示ししていただけるものとなるよう、大所高所の観点から御議論をしていただければと、期待をしております。

引き続き、忌憚のない御意見を賜りますよう最後をお願いを申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○清家座長 小倉大臣、ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

「第2次報告書（案）について」、まず事務局から説明をお願いします。

○佐藤参事官 こども家庭庁設立準備室の参事官の佐藤です。

お手元の資料1が第2次報告書の案の概要になります。そして、資料2が本文になります。この本文につきましては、前回の会議で骨子案に対していただいた御意見と、その後、この本文の原案をメールやオンラインで皆様方にお示しをしまして、そこでいただいた御意見をできる限り取り込んだ形で、今日の会議の資料としてお示しをしています。

この資料1と資料2を参照いただきながら、まず私のほうから御説明をさしあげたいと思います。

まず資料1の概要の上のほうに、これまでの経緯の振り返りがあります。本文で言うと1ページ目から2ページにかけてでありますけれども、これは「はじめに」のところではありますが、この有識者会議で、これまで一昨年秋にまず第1次の報告書をお取りまとめいただき、それがこども家庭庁構想をまとめた閣議決定文の附属文書として位置づけられています。その後、こども基本法ができて、そのこども基本法に基づく大綱の検討に当たり、

まずその大綱の論点を整理するというので、この有識者会議で御議論いただきました。

本文の1ページの下半分のほうでありますけれども、これからこども家庭庁ができた後には、こども大綱の案の作成が総理ヘッドのこども政策推進会議の下で本格化しますが、この有識者会議で一昨年のお取りまとめいただいた第1次報告書や、また、こどもまんなかフォーラム等々の成果、内閣府のほうで佐藤構成員や宮本構成員がお取りまとめになられた少子化社会対策大綱の中間評価、子供の貧困大綱の進捗状況の報告書、こうしたものもしっかりと踏まえた上で、こども家庭庁の下でその施策の実現に向けて最大限努力を求め、まずそうしたことを「はじめに」で掲げています。

そして、本文2ページになりますけれども、これまでの基本法の成立から有識者会議での議論の経過を追っています。

2ページ目の一番下から以降3ページ目、4ページ目にわたって、こどもまんなかフォーラムで実施したことについて取り上げています。この辺りは前回の会議の際に御説明差しあげましたので詳細は省きますけれども、6つのカテゴリーに分けて、どの年代のこどもや若者からどういったようなことが問題提起されたのか、それを踏まえるとどういったことが大事だと考えられるのかといった気づきや示唆について、8ページ目までなるべく丁寧に拾い上げるような形で記載をしています。

概要の3ページ目に別紙という形で、それぞれのカテゴリーごとに主な意見について、その意見を述べてくれたこどもや若者の年代や、経済界・労働界ですとか、属性が分かるような形で記載をしています。

続きまして、概要1ページ目に戻っていただいて、右上のこども大綱の役割です。本文では8ページ目以降になりますけれども、本文の9ページ目辺りを少し御覧いただきまして、まず、このこども大綱は、こども基本法が出来上がり、その中核としてこども基本法を実効性のあるものとするために、政府全体のこども施策の基本的な方針や重要事項を定めるものです。

これまで、内閣府で少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱がありましたけれども、既存の3つの大綱を束ねて一元化するというだけでなく、さらに必要なこども施策を盛り込むというものであります。

したがって、単にこども家庭庁の取組を定めるようなものではなくて、政府を挙げて取り組むべきこどもや若者に関する施策、少子化の克服やこどもの貧困に関する施策を幅広く対象とするのが、このこども大綱だということを9ページ目の中ほどに書いています。

また、基本法では国の大綱を勘案して自治体がこども計画を定めることになっています。このこども大綱をしっかりと参照していただいて、多くの自治体で自治体こども計画が策定されるように、国において支援・促進すべきだということを9ページ目に掲げています。

その次に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の姿について、本文10ページに述べています。

まず「こどもまんなか社会」、10ページ目の下のほうですけれども、このこども大綱により、常にこども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者に関する取組・政策を社会

の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」というのを実現するのだというのがまずあります。

また、そのこどもが若者として育ち円滑な社会生活を送ることができるようになり、そして、結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見いだすことができるようになり、互いの生き方を尊重しながら、主体的な選択により、それぞれの希望が叶うという形で結婚ができて、こどもを産み育てることや、こどもとの生活が始められる。そして、こどもが幸福な状態で育つことができる、そういう社会を目指していくべきだということを11ページ目に書いています。

続きまして、概要の2ページ目の左側のオレンジのところですが、本文11ページ目ですが、その上で、こども施策の立案・実施に当たって踏まえるべき基本的な共通事項として5つ掲げています。

1点目がこどもや若者、また、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者の視点に立って考えるということです。

まず、基本法でこどもや若者、こども施策を進めるときには子育て当事者などの意見をしっかりと反映する措置を講ずることが国や自治体に対して義務づけられています。本文11ページ目の18行目からのパラグラフですけれども、こどもや若者は社会や保護者の支えを受けながら、意見表明と自己決定の主体、言わば権利の主体として自らのことについて意見形成、表明をして、社会に参画をするのだと。そして、そのこども・若者の最善の利益を実現する観点から、その意見が尊重されるということが極めて重要なのだと。前回の会議でも御意見ありましたけれども、「こどものために」というだけではなくて「こどもとともに」という姿勢が求められているのだということを書いています。

また、次のパラグラフでは、意見形成の支援が重要だということも書いています。

続きまして、本文12ページ目、2つ目の柱がこどもや若者のライフステージに応じて切れ目なく対応していくということでもあります。

2つ目のパラグラフでありますけれども、それぞれのこどもや若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れない。成人期への移行期にある若者が円滑な社会生活を送ることができるようになるまでを切れ目なく支えていく。どんなライフスタイルを選択しても、将来にわたる展望を描けるような環境を整えていくのだということが必要だと。

また、その次の14行目のパラグラフですけれども、「子育て」は決してこどもが小さいときだけのものではなくて、学童期、思春期、青年期を経て大人になるまで続くもので、そうした認識の下で、ライフステージを通じて社会全体で子育てを支えるべきだということを掲げています。

12ページ目、中ほど以降が3つ目の柱、全てのこども・若者への対応を基本としつつ、こどもや若者の現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにすることでもあります。

まず、直下の21行目のパラグラフですけれども、全てのこどもや若者が相互に人格と個性を尊重しながら、多くの居場所を持っていろいろな学びや体験や外遊びができて、自己肯定感、自己有用感を高めて、幸せな状態で成長して、自分らしく尊厳を持って社会生活を円滑に営むことができるように社会全体で支えていく。そうしたこどもや若者の幸福

(Well-being) を体、心、社会の観点から多角的に考えていくということを掲げています。

次のパラグラフですけれども、困難を抱えるこどもや若者、家庭の支援ニーズにきめ細かく対応しなければいけない。13ページ目にかけて書いていることですが、いろいろな複合的な要因が重なり合って困難は表出をしています。したがって、重層的なアプローチをしていかなければいけないということを掲げています。

本文の13ページ目、4つ目の柱が結婚や子育てに希望を持つことができ、その希望をかなえるようにすることです。

経済的な不安定さや長時間労働、様々な結婚や妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む要因を一つ一つ取り除いて、家庭や子育てに夢を持って、子育てに伴う喜びを実感できるような社会づくりを進めて、少子化の克服をしなければいけないということ。

また、次のパラグラフですけれども、言うまでもないことですが、国や社会の都合で特定の価値観を押しつけることや、プレッシャーを与えるということがあってはなりません。そのこともしっかり書いています。

続きまして、5つ目の柱が13ページ目の後半ですけれども、施策の総合性の確保、関係省庁、自治体、民間団体との連携であります。

こども家庭庁が中心になって関係省庁と密接に連携をしながらリーダーシップを発揮して政府全体のこども施策を総合的に進めていくということ。また、現場の中心を担うのは自治体であり、民間団体の方々です。そうした方々としっかりと連携、協働しながら進めていくのだと。また、国際社会とも連携をするということを掲げています。

そして、14ページ目以降が、概要で言うと右側の緑の部分ですけれども、こども施策を進めるに当たっての基本姿勢であります。こちらについては6点掲げています。

まず1点目、こどもや若者の人格や個性を尊重するのだということでありまして。

こどもや若者は未来を担う存在であるとともに、今を生きています。繰り返しになりますけれども、意見表明と自己決定の主体、言わば権利の主体として人格を持った個として尊重されなければいけないということを最初のパラグラフで書いています。

次のパラグラフのところ、特に後半ですが、乳幼児期から大人までの全ての成長段階で、属性等によって差別的な取扱いを受けることがないようにしなければならない。それぞれのこどもや若者の可能性を広げていくのだということを掲げています。

その次のパラグラフは、いわゆる児童の権利条約の4つの原則の重要性を今一度、社会全体で共有をするのだということを書いていきます。

14ページ目の下から2つ目の柱のこどもや若者のライフステージに応じた切れ目ない施策の確保であります。

1番目のパラグラフは、こどもや若者が健康でいられて豊かに楽しく遊ぶことができ、それでたくましく育つことができるようなことを社会全体が温かく支えるのだということが大事だと。

次のパラグラフですけれども、一連の過程において、いろいろな関係機関・団体が有機的に連携をして、保健、医療、療育、福祉、教育というのを切れ目なく提供することが大事だ

ということを掲げています。

15ページ目に行っていたらパラグラフですけれども、課題はやはり複合的になっていきますので、様々な関係機関・団体がネットワークを形成して協働するのだということが大事だということです。

続いて、13行目からのパラグラフが、これまで既存の3大綱、若者支援と少子化対策とこどもの貧困対策、それぞれ別々の大綱として推進をしてきたわけですけれども、今回それが一元化をされます。そうした中で、若者の雇用の安定ですとか、賃上げですとか、そういう若者の経済的基盤をしっかりと支えていくのだと、そうしたことで若者が未来に希望を持って生きられるということが少子化の克服や貧困の連鎖の防止のためにも鍵になるのだということも掲げています。

15ページ目、3つ目の柱として、若者や結婚・子育てを希望する方、子育て当事者が結婚や子育てに希望を持つことができ、その希望をかなえることができる環境の整備をするのだということでもあります。

様々なライフコースを選んだ方々に対して、いろいろなライフイベントとの両立もあります。また、不妊治療なども含めていろいろな支援を切れ目なく進めることが必要だということ。

その次のパラグラフですが、男女ともにキャリアとライフイベントの双方について展望を描けるように、全てのライフステージにわたって働き方改革や雇用環境の整備をしっかりと進めていくことや、社会全体の機運、こどもや子育てを大事にするのだということを支える機運を出していくということが大事であるということ。

16ページ目の上、結婚や出産をするかしないかは個人が選ぶ権利があるのだと、これが非常に大事です。そうしたことを学ぶ、知る機会や場を充実していくことも重要であると掲げています。

4つ目の柱がこどもや若者に関わる大人への重層的な支援であります。

最初のパラグラフに、保護者に対してしっかりと社会全体が支援をしていく、保護者が自己肯定感を持ちながら幸福でこどもと向き合える環境を整えるということも掲げています。

2つ目のパラグラフが、虐待や、その家庭において養育することが困難または適当でない場合においては、継続的な養育が保障されるような環境をしっかりと確保して、最善の利益が保障されなければならないということも掲げています。

その次のパラグラフは、地域における様々な大人の方々、支援に携わっているの方々に対しても支援をすることや専門人材を含めた多様な人材の確保、育成をするということも掲げています。

5点目の柱が誰一人取り残さず、確実に届ける支援の充実であります。

17ページ目6行目辺りからですけれども、ポピュレーションアプローチ／ユニバーサルアプローチによって予防的な関わりを強化するということが大事。また、こどもや若者、保護者自身が相談先や必要な行動について学ぶ場を設けることも重要だと。

次のパラグラフですけれども、様々な関係機関や民間団体が連携をして、制度や組織の縦

割りの壁、年齢の壁を克服して、プッシュ型やアウトリーチ型の支援を届けなければいけないということ。

また、17行目のパラグラフでありますけれども、性的指向や性自認、性別もしっかりと十分に配慮をされなければならないですし、発達障害を含む障害のあるこどもや若者、社会的養護の下で育ったこどもや若者、様々な状況に置かれたこどもや若者を誰一人取り残さないで、その特性に応じた支援をし、合理的配慮が行われることが求められるということを掲げています。

最後、6点目ですけれども、EBPMの推進であります。

31行目辺りからですけれども、こども大綱の対象期間に、達成すべき目標と参考指標を設定するのだと。そして、そこは総花的に羅列をするのではなくて、階層化・メリハリを図った上で、こども大綱の進捗状況をこども家庭審議会でも点検・評価して、その結果をしっかりと総理ヘッドのこども政策推進会議にも報告をしながら、具体的な施策を改定して関係省庁において実行するのだと、そうしたPDCAサイクルを回していくことが重要だということを掲げています。

18ページ目「おわりに」でありますけれども、最初のパラグラフで書いてあることではありますが、こども施策を進めるということは、それぞれのこどもや若者が自分らしく尊厳を持って生活ができて、その意欲と能力を希望に応じていかすことができるようになる。また、こどもを産み、育てたいと考える個々人の希望を叶えることにつながるのだと。個人の幸福追求において、このこども施策というのは非常に重要であるということ。それと同時に、少子化や人口減少の流れを大きく変えて、危機的な状況を脱却する。未来を担う人材を社会全体で育み、その幸福を追求するのだと。社会全体の幸福を追求し、社会経済の持続可能性を高めることにもつながるのだと。

こども施策は個人の幸福追求と社会経済の幸福・持続可能性の両面を同時に実現する極めて価値の大きな施策なのだというを書いた上で、この報告書で提示した論点や考え方を踏まえて、こども大綱が総合的、包括的な大綱であるという特徴を生かして、少子化社会対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策といったこれまでの既存の3大綱の取組を受け継ぎながら、さらに充実したものになり、そして、こどもや若者の主体性を尊重しながら、その成長を支援して、円滑な社会生活を送ることができるまで伴走するための基本になるものとして、その役割を十分に発揮することを期待するというような形でこの報告書を結んでいます。

少々長くなって恐縮ですが、御説明は以上です。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、ここからは皆様方から御意見をいただきたいと存じます。

構成員、臨時構成員の順に私のほうから指名をさせていただきますので、御発言をお願いいたします。今日は大変多くの委員の皆様、全員に御発言をいただくことになるかと存じますので、恐縮ですけれども、お一人5分以内ぐらいで御発言いただければと存じます。

では、早速、荒瀬さん、よろしく申し上げます。

○荒瀬構成員 ありがとうございます。

独立行政法人教職員支援機構の荒瀬と申します。よろしくお願ひいたします。

第2次報告書案をととても丁寧におまとめいただき、ありがとうございました。2点申し上げたいと思います。

資料2のほうで3ページの中ほどでございますが、①の下のところの記述の中に幅広い層や若者団体の方から、こども・若者が、自らが意見表明と自己決定の主体であるということ認識できるようにすること、そうした自らの権利を学ぶ機会や権利を行使できる機会が必要であるということ、また、経済界・労働界からは、こどもや若者が自分の人生の自己決定権を持ち自立できることが重要であるといったような御趣旨の指摘があったということが記述されています。

こういった重要な御指摘につきまして、長らく学校教育に携わってきた者といたしまして深い共感を覚えるところでございます。令和4年度、今年度からスタートいたしました高等学校学習指導要領には、「人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」を目標とするといったような記述がございます。

主体的に判断して行動する、自立した人間として他者と共によりよく生きるということは、まさに自己決定権を持って自立できるということであると言えますから、我が国の学校教育が目指すところと幅広い年代の皆さんや若者に関わる団体の皆さん、また、経済界、労働界からの御指摘が重なっているということで、とても力強く感じています。

学習指導要領はその解説で、「生涯にわたって能動的に学び続けるようにすることが求められている」として、主体的、対話的で深い学びの実現を求めております。その意味では、自立した人間の重要な要素として、生涯にわたって能動的に学び続けるということができるといったことが重要であるというように思います。

ところが、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」と題した中央教育審議会答申、いわゆる令和3年答申でございますが、ここには、「これまでの学校教育では自立した学習者を十分育てられていなかったのではないか」という指摘があります。こういった問いに学校関係者は真摯に向き合う必要があります。こども・若者の一人一人が自立した学習者として幸福に社会と関わり、多様な他者と共に豊かに生きていくことができるよう、学びの環境を整えていくことが極めて重要です。

先週、3月8日の中央教育審議会総会におきまして、次期教育振興基本計画についての答申がなされ、今後の我が国の教育の目指す方向性が示されました。そのコンセプトの一つは、日本社会に根ざしたWell-beingの向上で、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方を実現していくというものであります。そのために何が必要かという問いが、やはり大人、関係者に投げかけられています。私たちはその問いに真摯に誠実に向き合わなければならないと考えます。

改めて言うまでもないと思いますが、報告書案にあるこども大綱の目指す「こどもまんな

か社会」の実現のためには、その理念をしっかりと共有するという事とともに、こどもの今とこれからに向けて、財源を含め、必要なあらゆる手だてを講じていくということが求められると考えます。

このことが申し上げたい第1の点でございます。

2つ目は、今、申し上げたことと関連して少々細かなことであると思いますが、用語の共通理解、共通化を図る必要があるのではないかとということでもあります。例えば一般に使われているキャリアと学校教育で使われるキャリアとの間には若干意味の異なりがございます。また、こどもを仮名で書くか、漢字で書くか。その際、漢字をどの部分に当てるか。また、児童は小学生を指すのか、もっと広い年齢層か。若者はどういった年代か。報告書案には注釈もつけていただいているわけなのですが、成年年齢が18歳に引き下げられて高校3年生は大人になるということでもありますので、これらの言葉について誰もがすぐに見て分かるというようなことも必要ではないかというように思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○清家座長　ありがとうございました。

それでは、オンラインから、佐藤さん、よろしく申し上げます。

○佐藤構成員　前回の骨子について、前回御意見を出させていただいて、かなり改善していただいております。ただし、まだもう少し御検討いただければということがありますので、少子化社会対策大綱の取りまとめに関わった立場から、今後作成されるこども大綱の内容や位置づけについて改めて確認させていただければと思います。

原案の9ページには、今度のこども大綱は少子化社会対策大綱を含めて既存の3大綱を一元化する。必要な施策を盛り込んで総合的、一体的に取り組む、こういうように書かれています。そして、少子化を克服するというように言われているわけですが、しかし、今回の案を精査させていただきますと、どうもこども家庭庁の守備範囲が子育て支援やこども支援に限定され、少子化対策が取り残される危惧を感じざるを得ません。

実際、この原案を知り合いに読んでいただいたのですが、これはどういうものですかというように伺ったら、子育て支援ですねというような反応が戻ってまいりました。もし少子化対策も守備範囲とするのであれば、未婚化・晩婚化の要因を明確化し、その解消の取組の重要性をもっと記述すべきではないかなというように思います。もちろん、少子化に関わる言及というのはあるわけですが、極めて限定的。こども・子育て支援やこども支援に比べて非常に限定的なのではないかなというように思います。

なぜその点を強調させていただきたいかというと、少子化、出生率の低下要因を結婚しているカップルがこどもを産む数の低下要因と未婚化・晩婚化に分解すると、結婚しているカップルが持つこどもの数が少なくなることがいわゆる出生率低下に貢献している部分は3割程度。つまり、出生率低下の要因の7割程度は未婚化・晩婚化なのです。したがって、もし少子化対策に取り組むのであれば、未婚化・晩婚化に取り組まないと解消しないのです。そういう観点からすると、3つの大綱をまとめるといったときに、少子化社会対策大綱の位置づけがすごく弱くなっているのではないかなというように思います。

確かに未婚化については記述がところどころあるのですけれども、まずは若者という書き方なのですね。若者はここまでは29歳までのということなのです。実際、30歳代、40歳代の未婚化・晩婚化というのはどうするかということがありますし、確かに若者以外の国民の結婚や出産についての希望をかなえるという点は13ページの(4)とか15ページの(3)にあるのですけれども、この2か所だけなのですよね。13ページの(4)と15ページの(3)、あとは若者という中にくっついた形で出てくるという形であります。

もちろん、子育てしている子育て中のカップルが子育てしやすい社会にするということは、これから結婚しよう、子どもを持とうという人たちにとってプラスになる、そういう意味では少子化の解消に貢献するのは間違いないのですけれども、先ほどお話ししましたように、未婚化・晩婚化が出生率低下の7割の要因なのですよね。ここを重要だとするのであれば、もう少し記述を厚くしてもいいのではないかと。現状では一般的に書かれているのです。でも、具体的な取組はほとんど書かれてない。未婚化・晩婚化についてというのはすごく気になるところであります。

例えば2019年に生まれた子どものうち、14人に1人は生殖不良、いわゆる不妊治療なのです。14人に1人です。ちょっと触れてありますけれども、こういうところへきちんと取り組んでいくということが、少子化対策として大事なのではないかなというように思います。

それともう一つ、今度、これから出来上がる子ども大綱を踏まえて都道府県や市町村が子ども計画を定めるようにというように9ページに書かれています。でも、現状の子ども大綱、こういう子ども大綱が出来上がると、都道府県や都道府県から市町村に行くときますます少子化対策が抜け落ちた子ども計画になってしまうのではないかと危惧を感じます。

そういう意味では、これはなかなか難しいのですけれども、少子化という観点から見ると子ども支援や子育て支援というのは大事なのです。でも、子ども支援や子育て支援だけでは少子化は解消しないのです。その関係をどこか初めのほうにまとめて書いていただくということが結構大事なかと。そうしないと、都道府県や市町村が子ども計画をつくるときに、やはり子育て支援や子ども支援を中心に作ってしまう可能性がある。これで十分少子化にも対応できるのだ、と誤解されかねないという危惧を感じています。

以上です。どうもありがとうございました。

○清家座長 ありがとうございました。

それでは、宮本さん、よろしくお願ひします。

○宮本構成員 どうもありがとうございました。

近年の困難な状況に置かれた子どもや若者の実態を見ますと、例えばいじめ、貧困、障害、親子関係というようなカテゴリーに区分できない傾向が強まっていると感じます。各地で支援活動をしている民間団体の活動は実態に合わせて取組の仕方を変えてきていると思いますが、その傾向を一言で言うと、子ども・若者を人として丸ごと捉え、彼ら、彼女らの悩み、苦しみを解いていく取組と言うことができます。しかし、行政から得る助成金は縦割り行政を反映してカテゴリー化され、境界を越えることが著しく厳しく禁じられています。現実と制度のギャップを解消する事態にある今、子ども家庭庁はこの矛盾を解決してほしいと思ひ

ます。

これが第1点です。

第2点ですが、こども家庭庁は、部門横断的組織編成をしようとしているということが今回打ち出されております。これまでの国、自治体レベルで行われてきたこども施策の全体をこども家庭庁が調整、評価、監視する運びになったということは、これまで国連・子どもの権利委員会から一貫して勧告されてきたものの実現であり、その意義は大きいと思います。

これまでを振り返ってみますと、こどもに関係する施策は根拠法が多岐にわたり、それぞれに行われているという意味で法律ごとの縦割りであり、また、所管する官庁ごとにそれがなされているという意味で、省庁の縦割りで行われてきたと思います。施策の実行を担う自治体では、法律ごとの枠がかかった形になっており、総合行政とすることができず、現実のニーズに合致せず、制度と制度の間に大きな空白地帯ができ、多様なニーズを持ったこどもや若者をカバーすることができないという問題がありました。

こども・若者施策の実行は、国ではなく自治体において行われるという日本の法体系からすると、これからは自治体において法律ごと、省庁ごとの分断を許さず、財政措置も含めて自治体が総合力を発揮できるようにするということがこども政策の前進の要ではないかと思っています。

3つ目ですが、こども政策はこども政策と若者政策から成り立つものと位置づけられ、おおむね18歳までのこども期とその後の若者期とが連続性を持ったものとして位置づけられたということは大変喜ばしいことだと思います。しかも、18歳とか20歳とか25歳とかというような年齢で定義をしないという考え方は、こども期から若者期への移行が多様になっているという実態を踏まえれば適切な判断だと言えます。

こども期に関しては、法制度が整備されていることと比較してみると、若者期に関しては法制度が弱く、継続性が担保されない非常に弱い体制の中で行われてきております。この弱点を克服してこども政策と若者政策をセットにすることによって、若者政策を強化する可能性が出てきたということに期待したいと思います。しかし、これは自覚なしには強化はされないということを感じております。こども家庭庁の理念が確実に自治体に伝達され、自治体がこども及び若者総合政策を立案して組織再編成が実行されることを期待したいと思います。

最後ですが、こどもの虐待、いじめ、不登校、自殺など、こどもの権利侵害と見られる事象が多発しております。こども基本法はこどもの権利を守ることを定めましたが、その方法に関しては依然として空白のままです。日本の場合、国レベルでの独立したこどもの権利に関する監視機関がないものの、既に全国43の自治体で相談救済機関が設けられて、今後も増加することが見込まれます。このような動きをこども家庭庁は支援するとともに、国レベルでこどものSOSに応える人権機関、例えばこどもコミッショナーの設置について具体の検討を始めていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、青木さん、よろしく申し上げます。

○青木臨時構成員 國學院大學の青木でございます。

この会議では、青少年教育や体験活動を専門とする立場から参加させていただきましたが、こども施策の推進に関わる貴重な会議のメンバーの一人として参加をさせていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

また、これまで多岐にわたる課題を今後のこども大綱につながる論点のまとめとして本報告書をおまとめいただいたことについても感謝申し上げたいと思います。

本報告書を拝見させていただいて感じたことを少し述べさせていただきますと、まずこどもまんなかフォーラム等を通じて、当事者であるこども・若者をはじめ、こどもを支援する団体からも、現場のリアルな声を集め、それを基にこども大綱策定へと結びつく基本姿勢を本報告書で示されたということは、こどもの声を取り入れて政策にいかしていくという「こどもまんなか社会」の実現に向けた第一歩をこの報告書で踏み出したのではないかと、というように感じているところでございます。

今後、こども家庭庁がこども政策の司令塔となって新たに策定されるこども大綱を基に総合的なこども政策を進められていくということになると思いますが、これからの政策を統一的に進めていくということだけではなく、過去の政策の取組も統一化や一本化を図るということも視野に入れていく必要があるのではないかと考えております。

というのも、例えば、こどものSOSをいかにキャッチするののかというのがこの報告書の中でも大きな課題の一つとして挙げられています。いざ、その相談窓口を調べてみますと、厚労省のホームページを見ると6つぐらい窓口があります。そうすると、こどもはどこに相談すればいいのかというところから悩んでしまい、なかなか相談にたどり着かないということもあるのではないかと考えられます。そのため、こども家庭庁の設置を契機に、こどもが悩んだときに相談する窓口というものも一本化を図り、必要な支援に割り振りを行うような総合的な相談窓口をこども家庭庁主導でつくっていくということも今後必要になってくるのかと感じております。

また、こどもの健全育成や居場所づくり、子育て支援という視点においては、社会教育、青少年教育の分野においても、様々な施策が行われていて多くの成果を上げています。特に、青少年の多様な体験活動や外遊びという点においては、全国に国公立の青少年教育施設が数多く設置されています。こうした活動場所を国が設置しているというのは世界的に見ても非常に珍しく、我が国の誇るべき教育環境の一つと言えるのではないかと考えております。その中で、私は体験活動を通してこどもたちをたくましく育てることをやってきましたが、そのような環境を今後のこども政策にもいかしていっていただきたいと考えています。

また、子育て支援という点においても、家庭教育支援という視点から多くの自治体で様々な取組が行われており、親の学習プログラムを実施するだけではなくて、その学習プログラムを支援するような支援者の養成も既に多くの自治体で行われています。「こどもまんなか社会」の実現、こどもたちの健やかな成長やWell-beingの実現のためにも、そうした既存の仕組みをうまく活用しながら総合的に政策を進めていただければと考えています。

最後に、この報告書で私が一番いいなと思ったところは、13ページに「こどもや若者にか

かわる様々な団体の協力なくして、こども・若者を支えていくことはできない。これらの共助を行政が支えていくことが重要」と書かれているところです。こどもの体験活動を推進する立場にいたとき、行政が支援すると示してくれることや、そういうことをキーワードに挙げてくれるというのは非常に心強く感じたことが多かったです。

特に、こども・若者のニーズにきめ細かく応えて支援していくためには、こどもの身近なところで支える団体の力というのは不可欠であることから、この報告書を通じて、こども・若者を支援しやすい環境づくりを含め、よりよいこども大綱の策定につながっていただければと思っているところです。

以上でございます。ありがとうございました。

○清家座長 ありがとうございました。

それでは、オンラインから上鹿渡さん、よろしくお願ひします。

○上鹿渡臨時構成員 早稲田大学の上鹿渡です。ありがとうございます。今回の第2次報告書には、こどもの声・若者の声をたくさん入れていただき、大変よいものができたと思っております。

また、報告書の17、18ページ辺りにあるのですが、こどもの声をPDCAサイクルに反映させる取組を継続的に行う必要な体制を整えるということも入れていただきました。こどもの声を聴くことを1回きりで終わらせずに、本当によい取組だったと思うので、この報告書に反映するだけではなく、計画が作られた後、実際にできたことを評価することや、さらなる改善、C (check) や A (action) の部分でもこどもの声を聴いて反映させるということをしつづけていただけたらと思いますし、そういう体制をつくるということもとても重要だと思います。先ほどコミッショナーという大きなお話もありましたが、実際にそういったものにつなげていけるように段階を経て行っていただきたいと思っています。

それとぜひ今回の報告書を参加してくれたこどもたち、小学生もいたかと思いますが、全てではないにしても、こどもたちが分かるようなバージョンの報告書を作っていただけたらと思います。当事者の田中さんも参加されていますので、何かそういったことが発展していくといいなと思っています。

こどもの捉え方について、13ページに「これから生まれてくるこども」と「今を生活しているこども」とあります。「今を生活しているこども」という表現は何か所かあり、これは本当に大事な捉え方だと思っています。それから、「これから生まれてくるこども」胎児についてもこどもとしてしっかり考えていくということが明示されたことは非常に大きいと思っています。社会的養護の領域で母子生活支援施設は1人目のこどもがいて妊娠しているお母さんであれば利用できるけれども、1人目がいない、まだ胎児で生まれていない段階では利用できません。予期せぬ妊娠で本当に居場所がなく、そこを使いたいという場合にもかなりいろいろな工夫をしなければ普通には使えないということもありますので、こういった考え方がしっかり各方面に伝えられて、胎児もこどもとして認められる社会に本当になっていくといいなと思っています。そのきっかけをつくってくれる内容だと思います。

これまで社会的養護の視点からも何度かコメントをさせていただき、細かくは第6回の報

告書に書かせていただいておりますが、今回、最初にいただいた案の中では、社会的養護という言葉が出てきませんでした。3、4行ほど、その子どもたちに対する説明があったのですが、社会的養護という言葉が隠れてしまった状態で、含めていないということではないと思うのですが、例えば虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラー、障害、非行、経済的困窮など様々な状況、この「様々」に多分含まれていたのだと思います。社会的養護の子どもは数としても4万2000人とされておりそれほど多くはない集団です。ただ、この子たちのことをやはり隠れないようにしていきたいということで、社会的養護という言葉を今回入れていただきました。

4か所ほど入れていただきましたけれども、これはしっかり明示しながら、子ども家庭庁になって子ども全体のことを取り組むときにも、最も困難な状況に置かれている子どもたちに焦点を当てた取組、これは非常に大きな動きが2016年以降、そして、2020年以降、各自治体で進んでおまして、さらにいい方向に進もうとしているところですので、その動きの加速が止まらないような状況で進めていただきたいと思います。

先ほど言った3、4行の説明の部分で言いますと、これは修正をお願いしたいところなのですが、16ページの25行目ですが、「パーマネンシー保障」という言葉を入れていただきました。永続的解決。ここがもし今から修正が可能であれば、「場合においては、パーマネンシー保障の考えに基づいてできる限り家庭と同様の」という形に書き換えていただくと、より正しい表記になるかと思えます。このパーマネンシー保障という考え方、今回入れていただいたのですが、これを残していただきたいです。子ども家庭福祉、特に社会的養育の領域で新しく作っていく中であって、これがキーワードになって今後進んでいくところですので、ぜひこの言葉を残していただけたらと思います。

最後に18ページで、大学や民間研究機関の連携した取組で事前の施策立案段階からということを入れていただきました。これもとても大事なことで、今後、新しい取組がたくさん出てくると思います。これまでにない新しい課題を解決していくための取組を考えるときに、こういった研究機関が一緒につくっていくということがとても大事なことになると思います。そしてその成果を評価する、こどもの声を今回のように聴く。こどものために始めたことが本当にこどものためになっているかをこどもに聴き、そして、客観的に評価することで明らかにできます。「こどものために」で終わらずに、「こどもとともに」へつなげることができます。報告書でも「『こどものために』だけではなく『こどもとともに』という姿勢が求められる」と示していただいておりますので、それを実現する方向で進めていただければと思います。ありがとうございます。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、北川さん、よろしくお願ひします。

○北川臨時構成員 今日には本当に子ども大綱の方向性を決めるこのような会議に参加できた、そして、発言の機会をいただきましたことを感謝いたします。

そして、この作成のためにフォーラムの開催など、大臣はじめ政務官、関係者の皆さん、準備室や事務局の皆さん、本当にありがとうございます。

本当にこの大綱はこども基本法の下、こどもや若者、子育て関係者を真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現のためにすばらしい方向性が出された、歴史的な転換とも言えるぐらいすばらしい方向性が出されたというように思います。

私は障害児と社会的養護の立場として、誰一人取り残さず確実に届ける支援の充実に関しては、本当にうれしく思っています。特にこれまで障害のあるこどもは社会・援護局のほうにありましたので、そのことが結果として障害のあるこどもとないこどもの分断に近いような状況が生まれてきたかなと思いますし、出生前診断などによって陽性と分かったときに9割の方が、妊娠を中断する。もちろん、妊婦さんのリプロダクティブ・ヘルス/ライツという自己選択の権利を踏まえながらも、やはりそういうことにも影響しているのかなと思いました。その意味で、今回、障害児のこどもも日本の大切なこどもとして一緒に考えていただける土台ができましたことを感謝いたします。

そして、具体的にこの大綱では、その理念の下に、障害のあるこどもの特性に応じた合理的配慮、個別のニーズのある人たちの支援を本当に大切にして、インクルージョンの観点を盛り込まれたことは本当にうれしいことだと思います。その中で幼稚園や保育園、学校、放課後児童クラブや子育て広場など、いろいろなこどもたちと障害のあるこどもが共に生きていけるということは本当にすばらしいことだと思います。

そして、一緒にいる事に加えてお互いのこどもが育ち合うためには、インクルージョンの本当の意味での推進のためには、今まで障害児支援だけを担っていた児童発達支援センターなどが地域のこどもの発達、育ちをサポートするという、そういうインクルージョンの拠点を創設して地域に出てこどもや家族を支えていくということが必要になってくると思います。

また、困難を抱えるこどもを支えるとき、暴力があったり失踪したりいろいろあつたりしますので、やはり支援者同士も連携していかないといけないと思います。こどもの声を聞いて、養育する子育て当事者と共にこどもを支えていく。村中の大人が、つまり、保健、医療、教育、障害関係、福祉、保育園の先生たちとかみんな手をつないでこどもを支えていく体制も必要になってくると思います。

そして、フィンランドに行ったとき、ネウボラの保健師さんが、「こどもを救うためにはお母さん、養育者を救わないといけないのよ」と気軽におっしゃっていました。やはり今後、これまでお母さんの責任という言葉がすごく多かったと思うのですが、社会全体がこどもを支えていくという方向に転換していくのが大事だと思います。

うちの障害児のママたちが次の子を産むときにすごくちゅうちょするんですね。「どうしようか。」と。そのときに保育園があつてみんなが支えるから大丈夫だよと、独りぼっちではないよと言ったときに、その次の年、18人の赤ちゃんが生まれたということがありました。そういうこともありますので、本当に社会が温かく包んでいくということが大事だと思います。

そして、もしお母さん、お父さんがこどもを養育できない事情があつた場合は、里親さんとかファミリーホームとか、施設職員も含めて、もっとこどもたちが健やかに育っていくためには社会的養護ももう少し充実しないといけないかなと思います。特にファミリーホーム

は6人のこどもを大人2人分の措置費で育てているという実態があって、本当に6人のこどもが健やかに育つのかなと思います。そういう環境整備も大切だと思うので、社会的養護全体が、本当にこどもたちが健やかに育つような環境整備を今後ますます進めていく必要があるというように思います。

仕事と子育ての両立の要因を阻害することを取り除き、というのも書かれてあります。実は障害福祉分野の児童発達支援管理責任者というのは、産休を取ると減算になるという現実もあって、国の定めた制度で妊娠・出産、子育てを本人も喜びたいのに、周りも「あらっ」という事がまだあるというので、本当にこの辺の制度の見直しと障害児のママたちがなかなか自分のキャリアを積んでいくのではなくて諦めたりするということもあるので、一つ一つこれも解決していく必要があるのかなと思います。

最後になりますけれども、本当にこどもや若者の意見表明権、それを大切にしていって、そして、それをフィードバック、ちゃんとしていくという好循環が書かれていて、その中でやはりどうしても声を上げにくい障害のある子とか障害の重たい子とかの意見をちゃんと聞いてほしいと思います。どうしても今まで障害が重たい子の場合はお母さんの意見、お父さんの意見、支援者の意見が本人の意見というようになりがちなので、これからは本当に全てのこどもの声が聞かれて、日本の大事なこどもとして、主体として権利が尊重され、自己実現、Well-beingが尊重されるような日本になってほしいと思います。そのためにここにいる皆さんと共に私自身も、これからも現場でこどもたちとお母さんたち、お父さんたちと共に進んでいけたらと思いました。ありがとうございました。

○清家座長 ありがとうございます。

では、櫻井さん、よろしくお願いします。

○櫻井臨時構成員 ありがとうございます。

ユースとして発言の機会をいただき、ありがとうございます。今日お配りいただいたものを見て、男女共同参画ですとか、性的指向・性自認、SRHR (sexual and reproductive health and rights) の部分が入ってすごくほっとしております。ありがとうございます。

一方で、ジェンダーという概念がやはりまだ薄いなというところが非常に残念だなというところでもあります。やはりこどもまんなかフォーラムで小学生から、ジェンダー不平等な現実に対して悲しい声があったというのは非常に残念な部分ではあるなというように思うので、ぜひジェンダー平等に関する取組の強化というところが書いてあるので、そちらも進めていただけたらなというように思っております。

15ページに少子化の部分が書かれているかなというように思います。こども・若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者の視点に立ってという部分でちょっと意見を言わせていただきたいのですが、最近メディアで報じられているような、こどもを産んだら奨学金を免除ですとか、昨日あったような地元で産んだら減免ですとか、そういったことが報道されている中で、ちょっとそれは視点が違うのではないかなというように思うことがあります。そもそも借金をしなければ受けられない高等教育の見直しが必要であって、産んだら免除するよみたいなのは考え方が違うなというように思うので、ここにも書いてあるとおり、結婚や

出産というのは個人が選ぶ権利、SRHRの部分、書いていただいていると思うのですけれども、そこはしっかりと共通認識、ベースとしてぜひ今後も残していただけたらなというように思っております。

もちろん、少子化対策で産んでほしいという気持ちはあると思うのですけれども、そこを選ぶようにするところをぜひ大事にいただけたらなというように思いますし、少子化対策についてはやはり若者の経済基盤の安定ということが非常に重要だというように思っています。ユースと話していると、結婚する、しないの以前に、今、自分が1人で生きていくところがやはり苦しいところがあるのですね。なので、その1人で生きていくところをやはり希望を持って生きられなければ、そこから家族をつくっていくところとか誰かと暮らしていくところを考えていくことが非常に難しいなというように思っているのです、今、自分が生きている現実とか未来というのに希望を持てる、そして、人生様々な選択ができるのだというところをぜひこども家庭庁ではつくっていただけたらなというように思っています。

やはりこれから少子化対策をする上で、こどもはいいよとか、こどもを欲しいと思うようなプロモーションをしていったりする可能性があるかなというように思うのですけれども、そういった空気感をつくるのではなくて、先ほどから何度も言っていて恐縮なのですが、やはり選択できる現実ですとか未来をつくっていくところ、その空気感で終わらないというところをぜひ取り組んでいただけたらなというように思います。なので、今回入っているSRHRの部分、個人が選ぶ権利なのだよというところはぜひこども大綱の部分でも入れていただけたらなと思います。

以上です。

○清家座長 ありがとうございます。

では、田中さん、よろしくお願ひします。

○田中臨時構成員 田中れいかです。

繰り返しにはなりますが、皆さんの意見をまとめて反映してくださった事務局の皆さん、いつもありがとうございます。今回、皆さんの意見が反映されたので、もう私自身は、これはすごいなとおおむね賛同しているというのが正直な感想です。その上で、細かい点になりますが気になった点についてお話しできたらと思います。

まずは第2次報告書の概要版についてなのですが、以前の会議で土肥さんから「参画」という言葉が入ってないよという発言があったと思うのですけれども、第2次報告書の中には「参画」はちりばめられているのですが、2ページ目の中にも一言くらい「参画」と入れていただけたらいいなと個人的に思っております。というのも、やはりこども・若者真ん中と言いつつ、声を聴くだけ、極端な捉え方で言うと大人がこどもたちの声を消費するみたいな印象になってしまうので、参画はこの概要版にも何か一言入れていただけたらいいなと思っております。

前回の私自身の発言の中で第2次報告書の11ページの18行目、「こども・若者が意見の形成と意見の表明、そして、社会に参画すること」というところ、こちら、的確に適切に反映

していただいたので私自身は満足しているところです。ありがとうございます。

続いて、14ページの（１）の15行目になるのですが、記載がある内容に加えて言葉選びはお任せしたいのですが、生い立ちとか生育歴、家庭環境といったことで差別的扱いを受けることがないようにというメッセージもあると、こども施策の立案・実施に当たって踏まえるべき基本的な共通事項に挙げられている困難な状況に置かれたこども・若者についてもカバーされるので検討いただきたいなと思っております。

今回、このように3回にわたって会議に出席させていただいておりますが、現場の施設職員さんに、今こういう議論がされていますよとか、こども家庭庁この4月からですよ、というお話をすると、はてなマークが頭に浮かんでおりまして、やはり現場職員になかなか浸透していないというのも一つ課題かなと思います。なので、この4月からの現場における周知、施設職員たちに対する周知も頑張って、私自身も頑張りますが、皆さんと頑張りたいなと思っております。

そして、上鹿渡先生からありましたが、ぜひ概要版のこども・若者向けの資料も何らかの形で公開いただけたらうれしいなと思っております。

最後になりますが、先日、FLECフォーラムという家庭養護推進のイベントに参加した際に、野田聖子衆議院議員が、こどものための法律ができることがこの日本における大きな前進だと熱く語っていただいたのです。私自身はそれまでやはり法律はあってないようなもので、法律の中で社会的養護の下で育つことはできたのですが、何かあまりないようなものとして過ごしてはいたのですが、これまでなかったこども・若者のための法律ができるということで、これを踏まえて様々なことが実行できるようになってくると思います。

私自身は施設にいる間こそ感じたことはなかったのですが、やはり社会に出た後に社会的弱者と言われてこのような活動をしてきた部分があるので、どんな生い立ちの人でもこの日本という社会で伸び伸びと育てるように、安心・安全で生きられるように、そして、頑張るだけでなく、時に休めることも保障されるように、そんなメッセージがこの報告書の公開とともに日本全国の皆さんに届けられたらなと思っております。

付け加えて言いますと、様々な施策ができたところで、皆さんがサービスを受けるということになると思います。そのサービスを受けるということに対しての周りの目ということも寛容になっていけたらいいかなと思っております。

以上です。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、谷口さん、よろしく申し上げます。

○谷口臨時構成員 第1次報告書と併せて覚悟に基づいた取りまとめ、ありがとうございます。様々な立場、膨大な意見、相反する考え方もある中において、丁寧に聞き取っていただきましたし、また、説明を行っていただいて合意形成をいただいた、この報告書はその結実だというように思っておりますので、大臣、政務官、そして、準備室の皆様には感謝をまず申し上げたいと思います。

今後、こども家庭審議会等に引き継がれていくと思いますが、報告書でも記述をいただい

ておりますように、今回統合される3つの大綱、それぞれの取組の観点から見ても、これまでよりもさらに充実した、その確実性というところを望みたいと思っています。

有識者会議においても度々指摘されてきたように、コロナ禍で影響を受けて全国の虐待、DV、小中高の自殺者数、過去最多という状況ですし、また、若年無業者、ひきこもり等の社会的孤立に関わる問題、これもコロナ禍で深刻化を遂げています。まさにもう現場は待ったなしという状況です。声なきSOSをしっかりと受け止めて、命を守るためには優先的にセーフティーネットを拡充するという行動も大事ですし、さらにそこで得られた結果を基に今後もEBPM、PDCAサイクルを回しながら、強力にこども・若者支援施策、進めていただければというように思っています。

その際なのですが、第2次報告書でもしっかり記述いただいているように、声を挙げられない当事者、我々でいくとひきこもり等の社会的に孤立する当事者、とりわけ家庭へのアウトリーチが必要な、そういった当事者の声をいかに反映していくかというところは細心の注意を払っていく必要があるのだろうというように思います。

また、前回のこの会議でも触れさせていただきましたが、今後行われる点検・評価についても、例えば重複排除の論理、若者支援施策が対象となった平成25年の行政改革推進会議、秋のレビュー、これは実は今なお、課題ごとの対象者の限定であるとか、価格競争入札の導入であるとか、手続の煩雑化、大分改善はされてきていますが、長期にわたって現場に暗い影を落としているという状況はあります。

私ども、アウトリーチを中核事業に過去60万件超、そして、全国から研修であるとか講師派遣依頼、視察受入れ、これは3,174か所から平成25年以降だけでも受けていますけれども、やはりそこで聞こえてくる声というのは全国一律の行革、これが地方に相当なダメージを与える可能性があるということなのです。だからこそ、そういった大幅な後退を生む可能性もあることを踏まえて、しっかりと地域の実情、人口減少の影響を受けた現場、そういったところも含めて丁寧に議論をしていただければというように思いますし、これはこども家庭庁の動きの中でももう既に実践をいただいています。大臣もそうですし、政務官には感謝。この佐賀から出てきている私でも、もうこの半年に2回もお会いしているというぐらい、きめ細かく対応いただいているということで信頼申し上げておりますけれども、やはりこのアウトリーチから自立までの伴走型の支援、これは横断的に取り組んでいく。

今、社会的孤立が深刻化する日本においては重要な施策になってくるというように思いますので、これまで貴重な発言の機会をいただいた我々も現場で責任を持って、誰一人取り残さない、それこそ支援を受ける側の当事者がこれでよかったのだと実感できる、そういった取組を現場で取り組んでいくとともに、今後示される大綱、この果実が全てのこどもたちに行き渡るように我々も現場でしっかりと応援をしていきたいというように思っております。

以上です。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、土肥さん、よろしくお願いします。

○土肥臨時構成員 土肥です。よろしくお願いします。

まず、私を含めて20代の委員が何人かこの会議に参加をさせていただいて、私自身、いろいろこの会議の中で発言をさせていただいたことが報告書としてかなり盛り込まれていて、私たち自身の声をちゃんと反映したという意味でとても効力感というか肯定感を得られるような場であったということをおの場を共にした皆さんに改めて感謝を申し上げたいと思います。

もともと子若法の子若大綱のときから、子若大綱の点検・評価のときから議論には参加をさせていただいていましたけれども、そこから考えても意見反映や参画に関しての記述というのが非常に増えていて、ある意味、中心的になっているという意味でも本当に歴史的な報告書になったのではないかなというように考えています。

先ほど田中さんから御指摘をいただきましたけれども、やはり意見反映というのが先に出てしまっているという部分もあって、参画の部分、彼らが、こども・若者が主体的に自ら社会づくりをしていく、主体として活動していくというような取組の推進というのもより強く盛り込んでいただきたいなというように思っています。

また、この法律上は3大綱が全部くっついてというようになってはいるのですが、やはり自治体がこれからこども計画をつくるなど、こども家庭庁というような名称からも若者政策の弱体化に見える部分もあるのかなというように考えていまして、中を見ていくと「・若者」というようにはなっているのですが、より若者施策がちゃんと強化されるような推進というのを考えなければいけないというように考えています。

また、ちょうど先日、とある自治体がこども基本条例を策定するというので、その相談に乗ってほしいということで伺ってきたのですが、今、国からいろいろ出されているこどもの意見反映など、この報告書の様々な案についても非常によく勉強されていて、ただ、「土肥さん、実際にこどもの声はどうやって聞けばいいのですか」というように相談を受けまして、確かに条例をつくっていくというときにどれぐらいのこどもたちにどうやって聞くのかということで、私なりにいろいろアイデアをお伝えしたのですが、ただ、「私たち2人しかいないのです」と担当の方が言われていて、実際にこれを進めていくとなると今まで以上の仕事が増えていくというようなことになるのだらうなというように思っています。

特に今、地方公務員、国もそうですけれども、公務員の多忙化というのが問題になっていますし、併せて自治体の方からは、これは国がそうしたことについて予算をつけてくれるのでしょうかということも聞かれましたが、やはり財源の確保が一にも二にも重要なのではないかなというように考えました。

特にこれは自治体だけではなくて、こども・若者支援に関わっているNPOなど団体で働かれている皆さんというのは、場合によってはワーキングプアになってしまっているというような現状も全国的には見られているようなこともあると思いますので、やはり財源を強く確保していくということを引き続き取り組んでいっていただきたいなというように考えています。

また、これは最後になりますけれども、先ほど報告書の前半のところでもこどもまんなかフォーラムで参加されたこどもや若者から得られた気づきや示唆ということについて書かれています。もう既に連絡をされているかもしれませんが、参加されたこどもや若者たちに対

してどの意見がどのように反映されたのか、どのように盛り込んだのかということについてぜひ知らせていただきたいなというように思っています。

私からは以上です。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、オンラインから、中島さん、よろしくお願いします。

○中島臨時構成員 認定NPO法人ピッコラーレの中島かおりです。

私たちは毎日、多くの10代の若者の特に性に関する悩みの声を聞いて、そしてまた若年で妊娠をした方の居場所を運営しているのですが、そちらのほうでは今日も10代の妊婦の生活の支援と、あと妊婦であることに伴う心身のケアであるとか産後の子育てをどのように地域で支えるのかということについて、彼らと共に一緒に悩みながら毎日、日々を送っています。

現場は私たち民間団体、自分たちだけで動いているわけではなくて、彼らは特定妊婦であるので、要保護児童対策地域連携会議のメンバーとして関係機関との連携の中で支援計画の一端を担っているという状況です。その中で、その子の妊娠や出産、子育てをどのように支えていくのかというのを考えるときに、制度だけではなく、公的な支援だけではなく、地域の市民一人一人の力をどう借りるのかというところでもいつも頭を悩ませながら過ごしています。

妊娠葛藤の現場にいる私が今回この場に呼んでいただけているということは、こども家庭庁が目指すこども・若者の中に性に思い悩む全ての若者や若年妊婦等、そして、先ほどもお話がありましたが胎児期にあるこどもというものを包括していただけているのだなということを感じているところです。

民間団体の取組というのは、その取組の結果、法的根拠を持つものとなるよう制度化してもらったものもありますが、まだまだ多くの取組は制度のはざまに陥って、そして、公的な支援が届かない中ですごく困っている方に対するものになっています。なので、これまでの時間、皆さんが制度のはざまの状況というのをヒアリングし続けてくださる様子は、まさに大綱の中で貫かれている「こどもまんなか」という姿勢であるとか、あるいは小さなはざまにいる1人のこども、たった1人のこどもも取り残さないのだという姿勢だと思うので、このままこれからもその姿勢を大事にしてほしいということを願っています。

大綱の中で、国や社会の都合で個々人の決定に特定の価値観を押しつけない、プレッシャーを与えないという、そんな方法でその希望をかなえることを大切にする、と明文化されていることは基本的人権を尊重していることだなと感じていて、これもすごく大切なことだと思っています。

ただ一方で、「成育過程において提供する保健、医療、福祉、教育」の具体的な内容であるとか、「子育てに夢と希望を感じることができる社会」というのは一体どんな社会なのかとか、いろいろな人がいる中でそれらが具体的なものになっていくというときには何かそれらをどんな優先順位で取り組むのかは不透明なままなので、今後もやはり誰も取り残さないというまなざしを大事にしてほしいと思います。

私たちが運営している妊娠葛藤相談窓口に寄せられる相談の40%を10代が占めています。人数にするとこれまで3,000人ぐらいの若者から相談を受けている中で、そのうちの80%の相談というのは実は生理や体のこと、人間関係、あるいは避妊とかという妊娠する手前の相談になっているのです。そこで感じているのは、妊娠・出産を自己決定するために必要な知識であるとか、ここで言う知識というのは、体について避妊とか妊娠や出産の機序を知っているということだけではなくて、性的な同意であるとか、もっと幅広くコミュニケーションスキルなども含まれますし、それらを知っていたとしても鍛える機会がない、未熟であるということが様々な暴力であるとか危険にさらされることにつながっているということ。あるいは、子どもたちが意図しない形で、被害者にもまた加害者にもなる可能性がある状況がそのままにされているということを感じているので、大綱の議論の中でまだ明文化されていない「包括的な性教育」への取り組みが進んでいくことを期待しています。

子どもから大人に成長するプロセスの中で体や心の変化が起きるのですけれども、それにどう対処するかとか、どんどん複雑になる人間関係であるとかジェンダーの理解、コミュニケーションスキルというものは幸せに生きていくために必要なことなので、それをどうやって教育していくかという中で、欄外に書いてくださっている性と生殖の健康と権利を社会として保障するというのは彼らの幸せな人生のためになくしてはならないものだと日々感じているところです。

特に周産期周辺の医療がユニバーサル・ヘルス・カバレッジからこぼれ落ちているので、そこを子ども家庭庁が中心となって関係省庁との連携の中で予算をしっかりと確保して、子どもの置かれている状況によって必要な医療とか保健や教育が受けられるかどうかを左右されてしまうことがないように、ここは子ども家庭庁だからこそできる場所だと思うので、そこに取り組んでほしいです。

子ども施策は子どもに関する施策と一体的に講ずるべき施策であるというように書いてくださっているように、これらの省庁との横串を刺しながら、子ども家庭庁が大きな役割を担って施策を進めてくださることを期待しています。

今日はありがとうございます。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、やはりオンラインから、堀江さん、よろしくお願いします。

○堀江臨時構成員 ありがとうございます。スリールで代表しております堀江と申します。

私のところのスリールは13年前から大学生のライフキャリア教育の授業や企業様向けの女性活躍の支援などを行っております。今回、私は未就学児の親としても参画をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

今回、皆様がおっしゃっていただいたとおり、本当に多くの視点を考慮していただいた内容になっていたかと思います。妊娠前からハンディキャップのお子さんとか、いろいろな多様な状況というところを当事者の声も聞きながらつくっていただいたこと、本当にまずはお礼を申し上げたいなというように思っております。

それを踏まえた上で2点、お伝えしていきたいと思うのですけれども、1点目が、冒頭、

佐藤先生もおっしゃった少子化対策の部分に関しての記述というのをもう少ししっかりと記述していくというところが重要かなということを感じております。④の部分で、親になる前のところの支援というところを書いていただいているかなというようには思いますし、固定観念というところも書いていただいているかと思うのですが、漠然としている部分も多いかなと思うのですね。これだけ異次元の少子化というところがある中で、結婚前の部分と、あと2人目以降というところに対して前向きに考えていけるような取組というところというのに関して、もう少し具体的に書いていけるといいのかなというように思っております。

実際に支援をしていく中で、前向きになっていくことを阻害している要因というのは大きく4つあるかと思えます。

1つ目は、固定観念ということで、子育てや両立に関する不安や性別役割分担意識という固定観念。

2つ目がやはり父親の家庭参画というところの低さというところ。

あとは、3点目は子育てサポートの受けにくさというか、受けることに対する罪悪感もありますし、子育てサポートサービスを知らないということもありますし、受けられる状況にないというようなこともあるかと思えます。

4点目が教育費というところになります。こどもは欲しいけれども、大学まで育てていくにはやはり難しいかな、1人でいいかなというようになってしまうということもあるかと思えます。

こういったことというのが逆にポジティブに変わるような取組や意識変容というところをどこで行っていくのか。今回、小学生から20代までみたいな感じとかさごくざっくり若者とかというようにしているところを、学校教育でここは伝えていくとか、20代、30代、40代も含めこどもを希望した人に対してこういうことを伝えていくみたいな形で、しっかりと明確にどこで何を伝えていくことによってポジティブに考えていただくのかというところをもう少し書いていただくとありがたいなというように思っております。

また、結婚前というようにお話もしましたし、図において枠の中に結婚、妊娠みたいな形になっているのですが、実際の現場では先ほどのピッコラーレさんのところのように、婚姻をする前に出産がある場合もありますし、婚姻をせずに出産をするシングルを選ぶ場合もありますし、事実婚でこどもをもうける場合もありますし、こどもをもうけられない場合の養子縁組とか里親というように選択肢もあるかと思えます。ですので、結婚がもちろん日本の中で前提にというところもあるかもしれないですが、前提になり過ぎると少し違和感があるのかなというように思ったときに、そういったいろいろな選択肢、こどもをもうけていく希望を持ったときに、こどもをもうけていくことに対してポジティブになるような意識と選択肢というところを設けていくというところをあまり書いていなかった部分としてお伝えしていきたいなというように思っております。

2点目なのですが、もちろん今回はこどもまんなかフォーラム、こどもまんなかというところで、こどもに関してとか、こどもの前の親になる前というところだとは思いますが、やはりこどもが社会に出た後というところの社会全体がインクルーシブになるという

ようなことというのも、どこか書き加えていただけるとありがたいなと思っ
ていまして、こどものためにインクルーシブになっていくわけではなくて、こどもは
もちろん大人になるわけで、大人がまた社会をつくっていき、その中にまたこども
を持ってというところになったときにこども政策でこどもだけ、大人のことは大人
だけということではなく、全部連動しているものだと思いますので、多様なこども
を受け入れる体制はこちらのところで書いていただいていると思うのですが、それ
がちゃんと社会に橋渡しがされていくというような、そういった社会全体がイン
クルーシブになっていくということが本当にこどものまたインクルーシブになっ
ていく、多様なこどもたちが活躍していく、ポジティブになっていくというよう
な前提であるというところは、どこか最後なのか、最初の前文なのかに書き加え
ていただくとありがたいなというように思います。

以上になります。ありがとうございます。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、松田さん、よろしくお願ひします。

○松田臨時構成員 ありがとうございます。

ふだん、産前産後の地域のおばさんというか、そこにサポートするというか一緒
にいる活動をしています。

私、ずっとこの間、しつこく「赤ちゃんの声をきく」と言い続けていました。赤
ちゃんの声は聞きにくいですね。当事者であっても赤ちゃんの頃のことを言うのは
難しい。誰が代弁するかというと、保護者なのか、養育者なのか、保育者なのか。
でも、そのときにやはり子育てする都合とか、保育する都合とか、予算の都合と
かになりがちなので、赤ちゃんの本当の声を聞く、先ほど北川さんもおっしゃっ
ていましたけれども、どうやって聞くのだろうかというところをこれから研究す
るのかなと私は思っています。でも、それは専門家とか特別な人ではなくて、一
番隣にいて一緒に過ごす人が必要で、その人が豊かであることが大切のかなと
思っています。

2019年に「体罰によらない子育て」という、体罰の禁止に関して取りまとめがあ
ったのです。そのときもここからが大変という話がありました。法律で禁止されたか
らって体罰をみんながやめるか。やめない。では、どうしていくかというときに
社会が約束することですよねという話を随分しました。今回、本当にありがたい
ことに、この一連の動きがあり、法律ができ、こども家庭庁ができというとき
に、誰が誰に約束するのかというところをもう一回大事にしたいなというように
思いました。

こどもの声を聞くとは難しいけれども、では、それを実行するときの学びは？こ
どもの権利をあらゆるところで大人が学ぶということは何か当たり前のように思
われているかもしれないですけども、誰も勉強してないです。誰もと言ったら大
げさ。でも、ほとんど知らない。どうやったらいいのか、権利は何なのか、も
う一回、真面目に勉強したほうがいいのかというように思っていて、その学び
をどうやって入れるかということについてはこれからなのかなというように思
います。

実は、私たちがやっている地域子育て支援拠点に秋に大臣が来てくださって、保護者の人たちがすごく感激しているのですよね。やはりそういうスイッチが入らないとこどもの権利とは何かみたいなこととか、国がそうやってやろうとしているのだということがなかなか伝わらない。そこから始めないといけないなと思っています。こどもたちに伝えるときにはやはりコミッショナー制度とか、本当に具体的にこどもがちゃんと SOS が出せる制度というのがあるのだよ、といったことが具体的ににならないとこどもたちに信じてもらえないなと思っていて、マイナスからのスタートだと私は思っています。

ちなみに世田谷には「せたホッと」というものができたのですけれども、こどもからの相談が増えているのです。電話がかけられない子もトイレにはがきを置いたりして自分で書いて投函できるよとかいろいろな具体的な取組が本当にされているのがあるので、それが広がったらいいなと思っています。

この間、もう難しいとは思いつつ、やはり最後なので言いたいのですけれども、もう「こどもを持つ」という表現はやめませんかということです。こどもにとっては持たれるものなのかということもありますし、「こどもを持つ保護者の方」と私たちもつい使いがちなのですが、こどもは持つものなのか？というところ。メディアにも御協力いただきたいとすごく思います。もう定番の言葉になってしまっていますけれども、言い換えの言葉、すてきな言い方、たくさんあると思っています。

あと最後に、自治体の格差のことについては他の委員の方もたくさんおっしゃってくださいました。この 11 ページの 15 行目、私、感激したのですけれども、この意見表明の確保について「措置を講ずることが義務付けられている」と書いてあって、措置を講ずることは義務なのだ。いろいろなことがやはり自治体の実情に合わせてとか、主体性が大事だからと国はいつも努力義務と言ってきているけれども、ここは義務なのだということはおそらく感激していると同時に、そのためのサポートがすごく必要だなと思っています。できない、難しいと思って諦めている自治体、やはりそこは足による投票みたいなことが起こっていると思います。

この町で子育てしていけそうだと思うてもらえるように活動しているのですけれども、もうそろそろこの国で子育てしていけそうだと思うてもらえるようにならなければいけない時代が来てしまっているのです。そういう視野を持って始められた、ここには皆さん、そういう人がいて、何か仲間感があるのですが、孤立しないように現場の人、それから、行政の人をサポートしていただきたいなというように思います。どうもありがとうございました。

○清家座長 ありがとうございました。

それでは、李さん、よろしくお願ひします。

○李臨時構成員 Learning for Allの李です。よろしくお願ひします。

まずはこれだけの内容を取りまとめていただき、本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。

私からは、冒頭、佐藤参事官のほうから、第 2 次報告書の 9 ページの一番上にあつた「こども大綱は、基本法の中核として、これを実効あるものとするために」というところで、こ

の実効性の観点を高めていくというのは、今後非常に重要だろうなと思いますので、その実効性の観点から幾つかコメントをさせていただきたいなと思っています。

中身に非常にこどもの権利というのが謳われたのはとても重要なことだと思う一方で、宮本先生もおっしゃっていたとおりなのですが、こどもの権利を実質的にどのように守っていくのかについてはまだやや理念的なのかなというように思っています。また、こうした報告書の段階ですので、まだそんなものだとは思いますが、実効的な施策をどうつくっていくのかについては、こども大綱の議論にかなり踏み込んで盛り込んでいかないと地方自治体任せになってあまり実行されないということになりかねないなと思いますので、こども大綱についてはぜひ実効性のあるものが見えてくるようなところまで踏み込んでもらえるとうれしいなと思っています。

そうした観点から3つありまして、1つ目が、やはり財源確保が何よりも重要だろうと思います。実効性を高めるためにこれだけのことをやろうとしたら必ず予算が必要になりますので、ぜひ予算確保を頑張ってくださいなと思っていますというのが1点目です。

2点目については、土肥さんもおっしゃってらっしゃったのですが、やはり地方自治体がどのようにこの理念であり、この方向性を受け止めるのか、実効性を高めて受け止めることができるのかというのは非常に懸念があります。

私もある市のこども政策とかのアドバイザーとかをやっております、やはり皆さん、4月以降のこども家庭庁の動きはかなりチェックしているものの、どのようにこれを実質的に受け止めていいのか、誰がやるのだというところは非常に悩ましいことになっているので、この辺り、自治体に対して何かしら国から財源であり人でありをサポートするようなものがあるととってもいいのかなと思います。

どこかに行政が共助を支えるという記述があったと思うのですがけれども、我々、民間の団体に財源を確保して民間の団体の共助を応援するのはもちろんなのですが、やはり特に私たちが支援しているような虐待等の重篤なケースにおいては、民間の動きよりもまず何よりも地方自治体の中でどのように対応できるかというのが非常に重要になってくる一方で、地方自治体で働くワーカーさんたちの待遇や働き方、働く職場の環境とかスキルアップ、その辺り、まだまだ不十分なところがあると思います。1人で100ケース以上持っていて全然対応できない、こうしたものは常態化しているところがございますので、ぜひ公助の拡大というものもやはり柱に据えていただかないといけないのかなというように思います。

自治体でどう受け止めるかというのと自治体の職員さん、自治体での困難のあるこどもたちへの対応の機能をどう拡充するか、この辺りはこども大綱のほうでも具体的に示していただくのがいいのではないかなというように思っています。

最後なのですが、やはり文部科学省及び学校教育あるいは学校に行けていないお子さんを支えている不登校の子たちが来るフリースクール等の地域の学び舎等々、こうしたいわゆる教育とどのように連携していくのかについては、この報告書の中ではまだ具体的なところあまり見えないというか、ほぼ見えないなというように思っています。一方で、地域のこどもたち一人一人を見ると、学校や教育委員会との連携というのは必須なものですので、この

辺り、具体的にどのように連携していくのかについては、より踏み込んで何かしら考えていけないといけないのだろうなというように思います。

個人情報取扱いもそうですし、まさにこの中で掲げられている理念が果たして学校教育の中でも同じように大切にされているのかという点はこども家庭庁のほうでしっかり踏み込んで見ていただく必要があるのかなと思っております。

以上になります。ありがとうございます。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、皆様から本日、御意見を一通りいただきました。本日、皆様からいただいた御意見をさらに踏まえて報告書を修文していきたいと思いますが、それらを踏まえた具体的な文章の修正、そして、その公表の取扱い等につきましては、恐縮ですけれども、私のほうに御一任いただくということによろしゅうございましょうか。

(首肯する委員あり)

○清家座長 ありがとうございます。それでは、そのように取り計らせていただきます。

一昨年9月から開催してまいりましたこの会議で皆様から大変貴重な御意見をいただき、私もとても勉強になりました。この会議を終えるに当たりまして、座長としても一言申し上げたいと存じます。

この会議は一昨年、2021年の9月に立ち上げられ、政府においてこども政策を担う新たな行政組織に関して検討されるのと並行して、今後、政府の取り組むべきこども政策の基本理念について議論を開始いたしました。その年、2021年の11月までに現場を熟知しておられる、特に今日、ここにいらっしゃいます臨時構成員の皆様方からプレゼンテーションをいただいて最初の報告書を取りまとめ、11月29日に岸田総理に報告書を手交いたしました。そしてその翌月にこども家庭庁の構想をまとめた基本方針が閣議決定される際に、この報告書は基本方針の附属資料とされまして、こども家庭庁創設に資するものとなったというふうに考えてございます。

その後、昨年6月にはこども家庭庁設置法、そして、こども基本法、両法案が国会で可決、成立いたしました。そして、そのこども基本法において、新たにこども大綱を策定することとされました。このため、昨年9月から、そのこども大綱の策定に向けた申し送りについて皆様方に議論をお願いすることとなって今日まで議論を続けてきたわけでございます。

こども政策を策定する際にこどもや若者など当事者から意見を聞くことは極めて大切であります。そこで、小倉大臣自ら、車座でこどもや若者などの意見を聞く「こどもまんなかフォーラム」を実施され、その成果も踏まえて今般、第2次報告書を取りまとめる段階となりました。構成員、臨時構成員の皆様方の1年半にわたる御尽力に改めて御礼を申し上げますとともに、政府におかれましては、今般の第2次報告書、そしてそれと併せて一昨年の第1次報告書も踏まえていただいて、こども家庭庁の下でこども大綱の検討を進めていただけますよう期待しております。

私からは以上でございます。

それでは、最後になりますけれども、小倉大臣と自見政務官から御挨拶を賜ります。
まず、ここでプレスに入ってくださいませ。

(報道関係者入室)

○清家座長 それでは、最初に、自見政務官、よろしくをお願いします。

○自見政務官 今日はありがとうございました。

こども政策の推進に係る有識者会議第8回ということで、歴史的なという言葉も皆様からお伺いいたしましたけれども、こども基本法とこども家庭庁設置法が去年の6月15日に成立して以来、本当に清家座長はじめとした先生方皆様には、あるいは事務局の皆様にも大変な御尽力をいただいて今日、この第8回ということで一人一人の皆様から思いのこもったお言葉を頂戴して、本当に感動で胸がいっぱいでございます。

私は小倉大臣の下でしっかりとこども大綱、こども基本法の理念を実効性のあるものにするために、地方自治体へと隅々まで、こどもやこどもを取り巻く環境、一番身近にいるお父さんお母さんや、おじいちゃんおばあちゃんなど、養育者、保護者の皆様と一緒にこの施策が推進されるように力を尽くしてまいりたいと思います。

改めてそれぞれの皆様の多大なる御尽力に私から心から感謝、御礼を申し上げ、「こどもまんなか社会」に邁進してまいることをお約束申し上げます。ありがとうございました。

○清家座長 自見政務官、ありがとうございました。

それでは、小倉大臣、よろしくをお願いします。

○小倉大臣 まず清家座長はじめ構成員の皆様におかれましては、第2次報告書につきまして座長一任としてお取りまとめをいただきましたこと、改めて感謝を申し上げたいと思います。

また、身内のことで恐縮でございますが、今月末に向けてこども家庭庁準備室でも様々な検討会を抱える中で、この報告書の完成に向けて御尽力をしてくれました準備室はじめ事務局の皆様方にも感謝を申し上げたいなど、このように思っております。

来月からの、もうあと2週間となりましたこども家庭庁の創設に伴い、大変名残惜しく感じてはおりますが、この有識者会議は役目、役割を終えることとなります。これまでも一昨年の11月に取りまとめられました第1次報告書がこども家庭庁創設に向けた貴重な第一歩になるなど、この有識者会議はこども政策をめぐる動きが近年急速に活発化してきた中で、一種の羅針盤のような役割として、今後の我々が取るべき方向性に対し、的確な御意見、御指摘をいただいたと考えております。

今回の会議も全て参加をさせていただきましたけれども、それぞれのお立場から本当に真剣にこどもたちのことを考え、的確な御意見をいただいたと思います。その上で、この報告書につきましても、こどもや若者に伝わるようなそういう形で発表、発信をしてほしいと、このような御意見もたくさん頂戴いたしました。今日のこの会議だけでも本当に皆様方、熱意というか、こどもに対する真剣な思い、まなざし、これがこどもや若者たちに伝わるだけでどれだけ多くのこどもや若者が勇気づけられ、そして、この国の社会の未来に明るい気持ちを持つこと、希望を持つことになるのかなということを感じながら議論を聞かせていた

だいたところもございます。

こども家庭庁準備室、こども家庭庁としても、どういように発表したら、発信をしたら、こどもや若者たちに皆様方の情熱、思いが伝わるか、しっかり工夫をしてまいりたいなというように思っております。

今回、取りまとめをいただいた第2次報告書、そして、第1次報告書の内容も踏まえ、こども家庭庁創設後にこどもや若者、子育て当事者などの関係者の方の意見を踏まえながら、今年の秋の策定を予定しておりますが、こども大綱の検討をしっかり進めてまいりたいと思っております。

そして、国だけではなくて地方自治体、企業、国民が一体となって社会全体としてこども政策に取り組む「こどもまんなか社会」を実現していくことをお誓いさせていただきまして私の最後の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。お疲れさまでございました。

○清家座長 小倉大臣、ありがとうございました。

それでは、恐縮ですが、プレスの方はここで御退室いただきたいと存じます。

(報道関係者退室)

○清家座長 それでは、本日の会議はこれで終了いたします。

また、この会議自体も、ただいま小倉大臣からお話ございましたように本日で無事任務完了ということになりましたので、改めまして皆様方、長い期間にわたり、本当にありがとうございました。